

Title	関東州特に大連取引所制度の生成-関東州取引所制度論(上)-
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.11 (1928. 11) ,p.1493(1)- 1537(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19281101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19281101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

冬服・オーバーの御注文は

總てに御満足のゆく

正門前の 井筒屋へ

技術優秀・新荷豊富に取揃へて
御用を待て居ますどうぞ御立寄下さい

慶應義塾御用

井筒屋洋服店

電話高輪三三四三

正確ナル眼鏡



慶應義塾大學病院 御用

清野眼鏡店

四谷區麹町十三丁目十三番地

電話(四谷)四五四三番

三田學會雜誌

第二十二卷

第十一號

關東州特に大連取引所制度の生成

關東州取引所制度論(上)

向井 鹿松

目次

- 一 取引所論に於ける關東州取引所制度の意義、
- 二 輸出商組合の滿洲重要物産取引人集合所の設立、
- 三 實物市場を主としたる大連重要物産取引市場規則の發布と官營主義の確立、
- 四 投機取引の發生と投機取引所設立の必要
- 五 官營投機取引所と民營擔保會社設立の要

第二十二卷

(一四九三)

關東州特に大連取引所制度の生成

第十一號

一

- 六 大連に於ける錢鈔取引市場の發達と其の統制
- 七 a、物産取引市場と錢鈔取引市場との關係、b、錢鈔市場を官營取引所への併合、c、擔保會社として錢鈔信託株式會社の設立
- 八 關東州に於ける其他の官營取引所
- 九 歐洲大戦による企業熱勃興、民營取引所運動の勃興——株式賣買の隆昌
- 一〇 關東州に於ける取引所民營主義の確立と株式會社大連株式商品取引所の設立
- 一一 大連株式商品取引所と附屬二會社
- 一二 取引所熱の勃興と滿洲其他支那に於ける民營取引所

取引所は公共的性質を有する經濟機關たる點に於て異論の存する所はない。公共的性質を有するものは之を公經營として、之に企業的性質を否認するのは最も論理的なる結論であらう。此の點に於て大連に於ける最も主要なる取引所が公經營として存在することは此の論理の體現として見る事が出来る。取引所經營上に於て資本家の營利又は此處に取引する商人の團體の獨占的利益を否認する制度としては、獨逸の各取引所及び或る程度に於て佛國の株式取引所に於て

之を見ることが出来る。獨逸の取引所が其地の商業會議所の管理に屬して、獨り取引員側のみ利益擁護を許さない。佛國の株式取引所に於ては、取引所の設置、市場の開閉及び其取引時間の決定は政府の權限に屬し、所謂公營造物として官設取引所の色彩濃厚である。けれども、取引其物の統制は法律の範圍内に於て主として會員團體の權内にあり、所謂會員組織の空氣極めて濃きものがある。換言すれば、舞臺は官營、内部の取引其物は會員組織となつてゐる。然るに大連の官營取引所に於ては單に取引の舞臺のみでない、取引の統制も悉く官營である。否單に取引所の凡ての管理が政府の權内にあるばかりでない。政府は取引所を以て一つの公營造物 (Liefmann の所謂 Öffentliche Anstalten) として、之が爲めに多大の經費を負擔してゐるのである。此點に於て關東州の官營取引所は世界中其比を見ざる徹底的の官營なりと云ひ得るのである。而も此の官營は尙二つの點に於て民營に讓歩しなければならなかつた。則ち官營取引所は其附屬職能の一部を民營の機關に移してゐること、大連關東州亦然りに官營の外尙民營の取引所の存在することである。此の結果同地の取引所制度は他に類似を見るを得ざる程度に

複雑を極めてゐる。然らば此等の制度は如何にして成立したか。此間の事情を知るものは、一つの取引所が或は實需に基く取引から自然的に發達して、投機取引所となる事もあれば、或は又取引所は金融利益を求むる爲めに設立せられたことをも發見し得るのである。左の一篇は關東州特に大連に於て如何にして投機取引所が成立するに到つたか、其徑路を叙述することを本旨としたもので、現制度に對する世論と之に對する批判は他の機に譲ることとした。

二

現在の官營大連取引所の前身は重要物産取引人集合所であつた。思ふに高粱、大豆及び其加工品たる豆粕、豆油は滿洲特産物の大宗であつて、滿洲經濟界の消長を左右する重要商品である。日露戰役後日華商人の大連に來往して此等の特産物の取引に従事する者漸やく増加し、其取引も亦年を逐ふて増加した。蓋し南滿洲鐵道株式會社創立以來鐵道其他の施設緒に着くと共に、此等の特産物の大連に出廻るものが増加し、特に之が歐洲に輸出せられるの端緒が開かれるに到つたからである。明治四十一年五月大連に於ける重要物産輸出業者は其共同の利益増

進の爲めに輸出商組合を組織した。則ち現在の滿洲重要物産組合の前身である。而して此の輸出商組合が滿洲重要物産取引商人集合所を設置するの案を立てたのは明治四十年五月であつた。當時滿洲特産物が大連の埠頭に到着して、之が堆積せらるるに従ひ、貨物の在る所が乃ち市場となつたので、當時の華商公議會の日々の相場建の事情及び市場の中心も従つて又漸次埠頭に移つて來たのである。けれども當時は市場と云ふも、何等組織せられた市場ではなかつた。各商人は或は埠頭の岸壁に立ち、或は大豆豆粕の堆積の間隙に寄り、又は倉庫の片隅に踞して商談を進めたもので、勿論寒風烈日に對する保護設備はなかつたのである。かかる事情の下に於て前記の輸出商組合は卒先して滿鐵埠頭事務所に申請し、建築物の一部を借り受け、此處に多少の設備を施して取引の市場に宛てんとした。組合の此の案は組合員外の日華同業者の熱心なる賛同を得、電話架設其他の目的の爲めに必要なる資金も忽ちにして必要以上に醸出せられるの有様であつた。

埠頭事務所は此の要求に應じて四十一年十月其倉庫の一角二十坪を貸與したので、組合は此處に多少の設備を施し市場として公開したが、俄然として此處に集

まり來るもの日々百人以上に及んだ。則ち大連埠頭に於ける現物商人の露天の下に散在して行はれた市場は、茲に一定の建築物内に集合せる市場となつたのである。併かし、當時は勿論此の内に入りて取引する商人に對する制限はなかつたのである。然るに此の市場は忽ちにして狹隘を告げ、特に午前中は寸隙もなき非常の混雜を呈したからして、輸出商組合は重ねて滿鐵に對して更に廣き場所を提供せられんことを申請した。茲に於てか滿鐵は此等商人の要望を容れ、倉庫の名義の下に彼等の要求する約百坪の市場建築一棟を建設して之を組合に貸與した。此の市場は四十二年一月二日落成と共に組合に引き渡され、一月四日より公開の市場となつた。爾後大正二年九月一日大連重要物産取引所の開業せられる迄は大連に於ける重要物産は悉く此の建築内に取引せられたのである。

三

斯の如く此の市場建築物は滿鐵より無料貸與を受け、前記組合の管理の下にあつたのであるが、併かし特別なる管理規定があつたわけでない。只電話、ストロブ、小使の給料等に要する諸費用は之を入場者より賦課徴收してゐたのである。

當時此の集合所に入出する特産商は日商二十戸内外、清商約五十戸合計約七十戸以内で、各戸より出場するものは一名乃至五名であつたから毎日の入場者總計は二百人以上で相當喧囂熱鬧を極めてゐた。此の故に當時の市場は尙之を組織的市場と云ひ得る程度には達してゐなかつた。従つて賣買の契約、受渡、金錢の授受等は全く慣習によつたもので、何等特別の規約とは存在しなかつた。而して取引は全くの實需に基く取引で、従つて其期間も買方たる輸出商が得意先に對する契約、船積等の關係から十日乃至一ヶ月、長くも二ヶ月以内に引き取る約束で、相對賣買による一種の延取引であつた。純粹の差金取引たる思惑賣買は尙全然なかつたのである。此事は市場の取引高が實物の集積高以上に達することのなかつた事實によつて證することが出来るのである。

然るに明治四十三年三月頃から市場の状態漸次發達し日々の取引高も相當増加するに従ひ、時に埠頭の同市場外又は小崗子等に於て一部の清商等が集合して別途の相場建取引を成すものを生じたのである。此の結果一度び一ヶ所に集合し得た大連の特産物市場は、再び分散するの傾向が出來たので、此の重要物産取引

人集合所の地位も亦之によつて脅かされる憂が生じたのである。茲に於てか同集合所の管理者たる滿洲重要物産組合は明治四十三年三月案を具して關東都督府に對し左記の願書及び理由書を提出して同取引所の公認、從つて又其獨占的地位の保障を求めたのである。

滿洲重要物産取引商人集合所名稱變更に付御願。

從來常事務所ニ於テ管理致シ來リ候大連埠頭所在滿洲重要物産取引商人集合所ノ儀ハ元ト内外取引商人ノ屋外ニ立チテ取引ヲ爲シツツアリシ不便ヲ察シ當組合ヨリ南滿洲鐵道會社大連埠頭事務所ニ交渉ノ上同所建築ノ建物ヲ借り受ケ之レカ集合所ニ供シタルモノニ有之候處爾來特産物ノ海外輸出スルモノ日ヲ追フテ増加シ來リ隨テ該集合所ハ今日ニ於テハ全ク大連ニ於ケル特産物賣買ノ唯一市場タルノ盛況ヲ見ルニ到リシヲ以テ茲ニ名實相副ハシムル爲ニ其名稱ヲ「滿洲重要物産市場」ト改メ尙ホ漸次之ニ伴フノ設備、取締法等ヲ相設ケ度候間何卒右名稱變更ノ儀御認可相蒙リ度別紙理由書相添へ此段奉願候也

明治四十三年三月二十六日

滿洲重要物産同業組合長

小室 利吉

關東都督 子爵 大島 義昌殿

一理由書

滿洲重要物産取引商人集合所ノ名稱ヲ滿洲重要物産市場ト改稱センコトヲ出願スルノ理由ハ本願書ニ認メ候如ク現在ノ集合所ハ事實上ニ於テ滿洲特産物ヲ賣買スルノ市場タルコトハ一般ノ已ニ認ムル所ニ有之候然レ共其場内ノ取締等ニ付テハ毫モ牽東ヲ加ヘスシテ一ニ其爲ス儘ニ放任致シ居候爲其混亂ノ状態名狀スベカラサルモノ有之候是レ其根源カ集合所ナルカ故ニ敢ヘテ之ヲ拘束スルニ於テハ由來窮屈ヲ厭フ支那商人等ハ漸ク去ツテ賣買市場ヲ他ニ設クルニ至ルヤモ難計斯クテハ折角今日迄彼等ヲ吸收シテ稍々統一ノ效果ヲ收メタルモノヲ空シクスル次第ニ付暫ラク之ヲ看過シタルニ外ナラス候然レトモ何時迄モ此儘ニ經過致シ候ハ取引商人相互ノ不利益ノミナラス今ヤ彼等モ

統一集中ノ利益ヲ認め候ニ付キ茲ニ名稱ヲ改ムルト共ニ之カ整理ニ着手致度然ル上ハ市場ハ同一ノモノヲ他ニ設置スル事ハ監督官廳ニ於テ御許可無之様相願ヒ度斯ク相成候ヘハ該市場取引ノ支那商人等カ其窮屈ヲ厭フテ他ニ去ラントスルカ如キ事有之候其他ニ賣買市場ナキヲ以テ終ニ其窮屈ヲモ忍ビ漸ヲ逐フテ市場ノ秩序ヲ保持スルヲ得ヘクト奉存候而シテ市場整理ノ方法トシテハ差シ當リ

一、場内ヲ市場ト觀覽席トニ區別シ市場ニ入ルモノニハ一定ノ鑑札様ノモノヲ與ヘ之ヲ所有セサル者ハ單ニ觀覽席ニ入ラシムル事

二、市場ニ入ルモノハ亂暴ノ舉動ナキ様常ニ戒告シ其戒告ニ從ハサル者ハ一時場外ニ立去ラシムルノ方法ヲ取ル事

三、場内ニハ組合ヨリ市場監督員ヲ出ス事

位ニ止メ他ハ漸ヲ逐テ整理ニ着手スル含ミニ御座候尙整理上ニ付御命令等有之候ヘハ謹而御請致シ即時之カ實行ニ努ムルハ勿論ノ儀ニ御座候是レ改稱ニ關スル出願ノ理由ノ大要ニ御座候也

此の理由書によつて容易に推知し得る如く、組合は之によつて同市場を大連に於ける唯一の獨占的物産市場たらしめんとしたものに外ならなかつた。

一方都督府に於ては上記滿洲重要物産取引市場の不完全なるを認め、其取引の圓滑を圖る爲め適當なる公共取引機關を設置するの必要を認め、明治四十二年以來特に府員を滿洲及南北支那各地に派遣して、商慣習其他の必要事項に就き調査中であつた爲に、重要物産組合の右申請書に對しては、俄かに其許否を與ふることを差控へた。けれども此の申請書が總督府をして大連の重要物産市場に對して、何等かの政策を確立するの急務を悟らしむるに到つたことは疑なき所である。則ち同四十三年六七月の交に到り、都督府は新たに滿洲重要物産の取引状態に關する調査を開始し以つて或は取引所創設の材料とせんとするやの噂が傳はつた。此事を仄聞した組合は同年七月更に都督府に對し、結局大連に一取引所を設置せざる可からずとして、其果して何時、如何なる形式によつて之を創設するか、尙幾多の研究を要するからして、差當り市場の統一、市價の攪亂を防ぐ一方法として、現在の埠頭に於ける集會所を公認して之に保護を與へ、且つ他日創設す可き取引所

の基礎たらしむることを懇請した。而も都督府は之に對して何等許否の言明を與へなかつた。尙ほ傳ふる所によれば、都督府に對し當時市場又は取引所の設置を出願したものは同組合丈けではない、政府が四十四年五月に於て取引市場を官營とすることを決定するに到る迄に、之を民營として經營することを出願せしものは、都合三通に上つたと云ふ。

然るに翌明治四十四年五月に到り、總督府は前後三ヶ年に亘る調査研究を経て結局大連に官設の取引市場を設立するの結論に到達し、案を携へて初めて滿洲重要物産組合に之を諮問することとなつた。而して其要旨は左の如きものであつた。

- (一) 官營となし、總督府の任命する官吏が直接市場の經營に當ること。但し別に諮問機關として商議員を置き、大連に於て商工業に従事し、學識又は經驗あるものより關東都督之を任命す。
- (二) 純乎たる非營利の原則により經營すること。
- (三) 賣買受渡等に關する事項の詳細に付ては未だ決定するに到らず、暫らく之

を市場に一任し、從來の滿洲重要物産取引市場の成例により相對賣買の現物取引を主とし、先物取引を従とすること。

此の都督府令案の諮問を受けたる物産組合は最初同市場の經營を組合に委任することを求めたるも、右は官營の原則に戻るの故を以て問題とせられなかつた。組合は次いで諮問機關たる商議員を決議機關たる理事と爲し、右理事を大連に於ける商工業者より任命せんことを求めたが、之に對しても、政府は尙商議員の名を固守した。併かし結局政府は商議員會を以て特定の重要事項の決議機關たらしめ、且つ商議員七名中五名を同業組合員中より任命することに對して了解を與へたのである。

第二の非營利主義に對しては組合員中のあるものは當業者に一部の利益を與ふる事が市場の發展と重要なる關係あることを主張したが、政府は極力非營利主義の原則によるが故に組合員に分配すべき利益を生ぜざることを辯じ、若し假りに他日剩餘金を生ずることありとせば、之は會費其他手数料率の引下げ、取引の利便の増加、若くは其他の負擔の輕減に向けらる可きことを主張した。

第三に對しては組合は先物取引の必要を主張したが、政府は之に對しては何等異議を唱へず、他日の研究を俟ち、且つ漸次擔保制度をも確立することとした。かかる了解に基いて發布せられたものが則ち同年六月の大連重要物産取引市場規則である。更に翌四十五年三月十一日右規則の施行期日に關する件の公布あり、三月十六日附にて該市場商議員の任命があつた。若し此の規則が實際に運用せられたならば、それは重要事項が悉く商議員會の決議を必要とすることなつて居り、且つ商議員七名が實際の商工業者で、内五名が同業組合員であつたために、それは著るしく會員組織の要求を加味した組織であつたのである。

四

斯くして最初の太連重要物産取引市場規則は發表せられ、官營主義の下に市場の職員制及び商議員制は制定せられた。換言すれば市場の管理主體と其機關は定められたのであるが、而も市場に於ける賣買受渡其他の内容に就いては未だ決定せず、暫らく從來の慣習に委したのである。換言すれば右新規則は只從來重要物産組合の經營の下に在りし現物市場を、其儘之を政府の管理に移した丈けであ

つて、其市場の内容たる賣買受渡の方法には何等の變更なく、只先物取引に關しては追つて研究することとしたに過ぎなかつた。

然るに新規則に基く市場開設の準備中に於て、早くも此の規定に洩れたる賣買取引、受渡の方法、特に後日の研究に委せられたる先物取引に就いて特定の規定を設けなければならぬ事情が突發したのである。則ち明治四十四年八月九日の交より日清商を通じて取引商人中に、一種の思惑に基く空賣買をなすものを生じた。思ふに現物取引と先物取引は只期間の長短の程度の差である。而して實需に基く先物取引と、思惑に基く差金取引は其當初の取引に於て何等の差異あるものがない。従つて實需に基く取引も差金取引で終ることもある可く、反之最初思惑に基く先物が、實需の先物に終することも可能である。此等の取引は之を實際市場に於て外部より區別することは不可能である。此故に現物市場のある所、必ず先物取引を生じ、先物取引の行はれる所、純粹の差金取引を生ずる、蓋し自然の勢の然らしむる所である(拙著取引所の理論的研究第三章參照)。此故に同市場に於ても最初は唯從來の先物取引とのみ考へたりし物も、漸次其内容を知るに至る頃は互に

危険を感じつつも最早俄かに中止する能はざるものあり、利者は勢に乗じ、損者は善後の爲めに事態彌々急にして紛糾更に大なるものがあつた。而も何等の擔保制度も存在せざることとて最後の危険は刻々迫るものの如くであつた。此の形勢の不穩を看取したる物産組合は最後の手段として四十五年一月二十日集合所に於ける期賣買に對し、斷然立會中止を命ずると共に、最も甚だしと目されたる債務者四人に對して一時入場を禁止し其旨を集合所内に掲示した。而して此の非常手段は不測も意外の効果を生じ、期賣買に基く紛糾も此時を以て終熄するに至つたのである。

此の事件は都督府が市場規則に就いて同組合に諮問した後で、商議員を任命した前の出来事である。然るに同年再び特産物の出廻期に入る頃より又復市場に空賣買の思惑をなすものありと風説があつたからして、組合は前年の例に倣ひ再び場内に於て一切の先物を禁止した。而も先物取引は經濟上の實需に基く取引である。故に思惑賣買を伴ふの故を以て一切の先物取引を禁止することは此の經濟上の必要を無視することとなるので、輸出業者が此爲めに事實上營業上の困

難を感ずるのは當然のことである。又一方に思惑賣買に興味を有し、一旦之に慣れたる風習は容易に停止するものでない。組合が其市場に於て一切の先物取引を禁止するや、彼等は場外に於て之をなすものを生じ、後には毎日時を期して午後市場の散會後奥町の支那芝居附近に集合し、盛んに期賣買を行ふに到つた。之に對して政府は勿論組合と種々の防禦策を講じたけれども、結局如何ともすることが出来なかつた。思ふに滿洲重要物産の大集散地の市場に於て先物取引を認めざるが如き、經濟法則の無視が實際に行はれ得るものでない。かかる努力は結局徒勞に終るや勿論であるのみならず、之が爲め實需に基く取引を危険困難ならしむるのみならず、統制せられざる投機取引は結局賭博を奨励する結果となるのである。洵に大連物産市場に於ける此等の歴史は我國に於て兎もすれば取引所の存在の價値を疑ふ輩に對し貴重なる教訓を與ふものに外ならないのである。茲に於てか滿洲重要物産組合は今や官營取引市場成らんとして、尙實際に開始せられざるを幸、此間に百尺竿頭一步を進めて、寧ろ此の計畫中の取引市場を普通の取引所となし、此處に定期賣買を公許するに如かずとして、關東都督府に説く所があ

つた、而して此際此等の實業家が定期賣買を許す理由として挙げたるものは大體次の如きものであつた。

a、油坊業者。一定の時に於ける原料大豆の代價と製品の代價の開きは常に必ずしも工業的利益を保障するものでなく、原料の割高なる場合が屢々存する。此等の事情の下に油坊業者が原料の割安なる先物相場を利用して先物を買ひ又は製品の先物を賣りて原料を買繼ぐ爲めには先物取引は必ず之を必要とするものである。

b、商人。商人が其必要とする貨物を必要とする間際に於て一時に大量を購入せざる可からずとすれば、一時に相場を高からしむる不利益を生ずる。然るに以前に於て先物取引を利用し得るとせば、此の缺點は存在しない。特に輸出業者が外國の得意先と先物取引をなす以上は彼等は必ずや之を買繼ぐ先物市場を必要とするのである。

c、貨物船を大連に招致する必要。貨物船舶を大連に招致するには常に船積す可き貨物が規則正しく存在することを要する。先物取引は此の大連繁榮

策の爲めに必要である。

此等の申出に對して都督府は最初頗る躊躇してゐたが、結局事の已むを得ざるものあるを見て、遂に普通取引所を設立することに一決したのである。換言すれば曩に發布した大連取引市場規則が現物を主として、先物を従とする方針を一抛して、先物を主とすることに決したのである。

五

取引市場が現物取引を中心とする限り、其市場管理は簡單である。取引所が取引に干渉するの必要は少ないのである。臨機應變と云ふ機敏の處置も必要でない。蓋し現状維持、保守的、保管は管理行爲の要諦であつて、特に積極的、進歩的、創造的な事を敏速に必要とする必要はないのである。乃ち事業の性質が管理的であつて、積極的創造的經營を必要とせざる限り、それは官營として成功し得るものであるのである。此の點に於て最初の取引市場の官營は事業經營の原則に反せざるのみならず、却つて適當したものであるのである。然るに取引所に於て先物取引を主とするに及んでは此性質に多少の變化が生ぜざるを得ないのである。則ち先物

取引は受渡を將來とする取引であるから結局それは信用取引である。此故に二つの危険が生じてくる。第一、受渡が長期である爲めに其間に代價の變動其他の理由から賣買双方の財産状態に如何なる變化が起つて受渡を不可能に陥らしむるや計り難い。第二、先物取引は少額の資金にて大量取引をなし得るから、自然其期間内に一人に付き多額の取引が行はれ、爲めに比較的大ならざる代價の變動も、薄資者にとりては大なる損害を與へる危険があるのである。此故に組織的市場に於ける先物取引、換言すれば清算取引は之を保證するの制度がなければ迅速なる大量取引は行はれ難いのである。則ち擔保制度を必要とするのである。則ち我國の株式組織取引所が長期清算取引に對して擔保責任を取る所以であるが、而も關東都督府が此の取引所を經營せんとする場合には事情の之を許さないものがある。則ち第一、官營取引所には資本金がない、従つて擔保するの資金がない。第二、而も尙取引所が市場の取引を擔保することは日本政府が取引を無限に保證することとなつて、官廳として事實に行はれ得可からざる處である。而も飽くまで官營主義を徹底せしめんとした關東州政府當局者の中には官營取引所の内に

五十萬圓の積立金を置かんとするの案を提出したのもあつたけれども、結局官廳の擔保行爲は不合理の甚だしきものであること前述の通りなるを以て、之れ又重要物産組合の案に基き別に獨立の擔保會社を設け、之をして新設の官營取引所に行はれる定期取引に對し擔保責任を採らしむることとした。

斯の如くして凡ての解決が付いた爲めに、大正二年二月勅令第六號、關東州内に設立する重要物産取引市場に關するの件を公布し、同三月都督府令第七號、大連重要物産取引所規則並同六月府令第十五號を以て同規則施行規定の公布を見るに到つた。而して此規定に基いて大正二年九月一日設立せられたのが大連重要物産取引所で、則ち現在の大連取引所の前名である。

一方に曩に述べた取引擔保會社は、之を滿洲重要物産組合の組合員をして設立せしめ、關東長官に於て之を特許するの了解ありたるを以て、同組合員全部が發起人ととなり、創立委員長安川雄之助氏、大正元年十月十五日發起人總會を開き、新會社の資本金を三百萬圓、總株二萬株と爲し、其内一萬四千株を發起人に於て引受け、残り六千株を一般公募に附することとした。かくて此の擔保會社は、大正二年六月

大連取引所信託株式會社の名の下に設立せられ、同年九月一日の取引開始と共に其業務を開始した。而して取引擔保會社取締規則に認められた此等の擔保會社の業務は次の如きものである。

一、其取引所の賣買取引の清算事務及證據金徵收事務の取扱を目的とする業務

二、其の取引所の賣買取引の違約より生ずる損害に付賠償の責に任ずること

三、其の取引所の取引人に對し其取引に要する資金の融通を目的とする業務

六

大連取引所は滿洲特産物則ち大豆、高粱、豆粕、小麥、豆油、包米の市場、換言すれば重要物産の市場として設立せられたものである。然るに今日の大連取引所は一般に株式取引所の土場物件として數へられる金銀の取引市場をも併はせ經營してゐるのである。前述の物産取引市場に對して之を錢鈔取引市場と稱してゐる。然らば何故に物産取引所として設立せられた大連取引所が其種類を異にする所

謂錢鈔の取引を兼營するに到つたか、左に吾人は其理由と沿革を説明せんとする。滿洲に於ける通貨は其他の支那に於けると同じく多種多様であつて、且つ現銀の流通少なく、兌換準備を有せざる各省及銀號の發行する紙幣の流通するもの多し、而して此等の各種の硬貨及び紙幣は相互の間に於て其額面の呼値に於て交換せられず、換言すれば各種通貨の價値は種類を異にするに従ひて各自獨立して變動するのである。加之銀貨を本位とする滿洲商人と取引する金貨國の貿易業者は更に金銀の比較の變動によつて惱まされざるを得ないのである。斯の如く支那には各種の通貨が同價にて流通せず、其價格が相互に日常に變更し、且つ金銀の比價の變動又常ならざるを以つて、此の間に商人が介在し、各種の通貨の價格の變動を利用して、利得を營まんとするもの出づるのは當然である。支那の錢莊業者之である。彼等は各種の通貨の賣買を行ひて其間に利益を得んとするのである。則ち支那に於ける内外貨幣はそれぞれ各一つの商品として取扱はれておいて、相互の間に交換が行はれ、其の比價が各種貨幣の相場となるのである。而して之を取扱ふ商人が多數に存在する以上は茲に此等の通貨又は金銀取扱商人の間は

自然に市場が生ずる。而して此の散在せる取引又は莫然たる市場が後に一ヶ所は集りて組織的市場となり、更に茲に定期取引が自然に行はれるに到ることは一般商品市場の發達と何等相違する所はない道理である。則ち大連に於ける此等の貨幣取引商人所謂錢鈔業者等は從來大連錢業公所なる市場を組織し此處に相集まりて取引を營んでゐた。而して大連には尙此外に華商公議會に錢鈔市場があつて少數の華商等此處に集まつて又取引を營んでゐたのである。

斯の如く大連には既に自然的に發達した錢鈔市場が存在してゐたのであるが、關東都督府は大連錢業公所が獨立の市場である爲めに政府の認可を受く可き性質のものとなし、大正三年一月に同公所に對して其組織を成文の章程に認めて改め、其の設立の認可を申請す可きことを命令した。此際政府が公所に對して指示したと推知せられる主なる要目は左の如きものであつた。

a. 公所を會員組織とし、會員たる可きものの一定の資格を定め、且つ賣買は凡て相對賣買により、會員相互間の對人信用を基礎とすること。

b. 取引の方法を現物取引と定期取引の二種とし、定期の期限を二ヶ月とす。

c. 定期取引に就いては會員をして一定の身元保證金を提供せしむる外、一定の證據金を差入れしめ、且つ各自の取引高を制限すること。

d. 一定の事項には官の許可、認可を受くこと、章程の施行を確實にす。

右の主旨に基く大連錢業公所の設立認可書は大正三年一月二十八日附を以て許可せられ、茲に從來自然的に發達し、慣習によつて賣買取引を營んでゐた大連錢業公所なる錢鈔業者の一團體の市場、則ち事實上の會員組織の取引所は茲に政府の公認せる市場として政府の統制の下に服することとなつた。かくて此の免許書と共に政府は同公所に於ける定期取引に對し、其賣買高の百分の二、直取引に對しては同百分の一を政府に納税せしむることとした。而して當時の會員數は二十二名で、其内正隆銀行を除くの外は悉く華商であつた。此の市場の外に尙華商公議會に錢鈔の取引をなす一團體があり、茲に市場を開いてゐたこと前述した所である。既に政府が市場政策の上から錢業公所の市場を政府の監督下に置く以上は公議會の市場をも統制するは當然である。茲に於てか、政府は公議會に於ける其の錢鈔取引を廢止し、此に従事したる華商を準會員として公認の錢業公所に

久會せしめ、此の準會員に對しては只現物取引のみを許したのである。錢業公所は本來自然的に發達した通貨の取引所で、其組織や取引方法も亦全く支那人の慣習によつて行はれて來たものである。然らば何故に政府は態々之を其監督下に置かんとしたか其理由は恐らく次の如きものであらうと考へられる。錢業公所が既に一つの市場として存在する以上は、之を政府の監督下に置かんとすることは官僚主義、法治主義による我國の經濟政策の傳統である。米英に於けるが如く同業者の自治の市場は認められない。現に朝鮮の各市場(仁川取引所を除く)は皆市場規則によつて律せられてゐる。況んや關東州の取引所が官營主義によることが決せられた以上は、組織的市場たる錢業公所の市場は當然官營主義による可きものであらう。只當時之を直ちに官營としなかつたのは、それが支那人の市場であり、且つ政府に監督権のない全く私的の市場であつた爲めに、先づ之を公認のものとして一應其監督權を政府に收め、他日機を見て官營取引所に合併せんとすの復案に基いたものではあるまいかと思はれる。現に大正三年一月の設立許可申請に對する許可の指令には今後同公所の政府に對する届出、願書其他

は凡て大連重要物産取引所長を経由す可きことを命じてある。更に又大正四年より準備せられ、大正五年二月開原、三月長春に開かれた各官營取引所には重要物産の外錢鈔の取引を行つたのである。最後に、滿洲の物産取引所が錢鈔取引所を兼營するに就いては尙此外經濟上の理由が存在することを説明するの必要がある。七

大連には官營の物産取引所設立以前既に所謂錢鈔市場があり、此處に金銀が取引せられる以上は、やがて又之は爲替の市場ともなるのである。然るに物産取引所に取引せられる滿洲特産物と錢鈔市場に賣買せられる金銀との間には殆んど不可分の關係があるのである。則ち物産取引所に賣買せられる重要物産の大部分は輸出品である。此故に銀貨國たる滿洲の特産物を買入れ輸出する金貨國の商人は茲に商品の代價の變動と金銀の比較變動との二つの經濟的危險に暴露せられるものである。則ち滿洲の特産物を金貨國の輸入商人へ賣却したる金貨國の在滿洲商人は之を滿洲の取引所に於て買ひ繼ぐことが出来る。之によつて

商品の代價變動の危険は防止せられる。然れども取引所に於て先物を買ひたる此の金貨國の商人は更に此の上に金銀の比價變動の危険を負擔しなければならぬ。則ち滿洲に於て買ひ付けたる滿洲特産物に對しては銀を以て支拂はなければならぬ。此故に後日若し銀が騰貴したる場合には金貨國の商人は支拂に多額の金を必要とすることとなり、それ丈け缺損を生ずるに到る。然るに此際若し滿洲の特産物の先物を買ひ付けたる商人が直ちに銀の先物を契約することが出来るならば彼は此の銀價變動の危険をも防止することが出来るのであつて、此の爲めには又銀の取引所則ち錢鈔市場を必要とするのである。換言すれば錢鈔取引所は重要物産取引所の取引に伴ふ金銀比價變動の危険の防止機關として必要無く可からざるものであつて、此點に於て兩取引所は經濟的に離る可からざる關係を有してゐるのである。

此等の理由の下に政府は大連錢業公所をも官營に移すの決意をなし、開原及び長春取引所の例に倣ひ大正六年五月大連重要物産取引所錢鈔取引規程を公布して、六月一日より之を施行し、其結果として當時四十九名の會員を有した會員組織

の錢業公所は法律上任意解散したのである。けれども實際上に於ては會員組織の取引所が官營取引所に併合せられたに過ぎないのである。換言すれば舊錢業公所が官營大連取引所の錢鈔取引市場となり、舊會員が大連取引所の取引員となつたのである。而して現に現在の錢鈔市場の建物は尙舊錢業公所の會員の所有に屬するものである。茲に於てか大連重要物産取引所(大正八年大連取引所と改む)は重要物産取引市場と錢鈔取引市場の二つを經營することとなつたのである。重要物産取引と錢鈔取引が内部的に關係を有する爲めに兩者を一つの取引所に於て經營することは必ずしも無意義なりとしない。例へば重要物産の先物取引の受渡しが毎月十四日又は二十八日に行はれるに對して、錢鈔の先物取引の受渡が其前日たる十三日及び二十七日に行はれる規定の如き其實證と見ることが出来る。且つ重要物産の先物が四ヶ月以内(又は所長の許可ある時は六ヶ月以内)であるに對して、錢鈔も亦四ヶ月となしてあるのも此の例であるが、只事實に於て錢鈔の先物は一ヶ月以内しか行はれてゐないのである。錢鈔の先物に一ヶ月以上の長期が行はれないのは恐らく仲買人たる取引人の危険の大なること、且つ乘

換による手数料収入を失ふを恐れるに歸因するものであらうけれども、而も斯の如きは重要物産取引に附屬する必要機關として職能を充分に行使してゐるものと見ることが出来ない。又之を取引所が實際に行はしめ得ずとすれば之を官營として同一經營の内に置くの効果も、又之に限度のあるものと知らなければならぬ。

官營の取引所に於て錢鈔取引を開始し、茲に先物取引を行はしめることとせば、茲に再び官營取引所が重要物産の取引市場を先物本位となす時に起つたと同一の問題に逢着したのである。則ち錢鈔の先物取引には擔保を必要とする。而も政府に於て之を擔保することが不可能である以上は茲に重要物産取引の例に倣ひ、同一の理由からして、別に株式會社たる民營の擔保會社を設立するの必要に迫られたのである。則ち錢鈔取引が大連取引所内の一市場となるや、其先物取引の履行を擔保する爲め、清算及び受渡事務を行ふ爲に、並びに取引員に資金を融通する爲めに、同時(大正六年五月)に大連取引所錢鈔信託株式會社の特許設立を見るに至つた。而して此の株式の最大部分は日支人の發起人間に等分分割して引受せ

しめたことである。

八

大正二年大連重要物産取引所が設立せられて以來滿鐵沿線附屬地に於ても漸次官營取引所設立の機運が擡頭した爲めに、都督府は之に鑑み、大正四年に到り勅令第五十四號を以て滿鐵沿線附屬地にも官營の取引所を設置し得ることとし、翌五年二月府令第一號を以て關東都督府取引所規則を公布して、從來の大連重要物産取引所規則に代へ、以て大連の外開原、長春の取引所も此の規定によらしむることとした。則ち二月府令第二號を以て開原取引所規程、同三號にて大連重要物産取引所規定を發布し、翌三月には府令第八號を以て長春取引所規定を發布し、何づれも其業務を開始した。

斯くて暫らくの間は官營取引所の設立を見なかつたのであるが、大正八年滿洲に於ける取引所民營問題の喧しくなるや、關東廳は同年八月急遽廳令三十八號を以て四平街及公主嶺取引所規定を、十月同第五十一號にて鐵嶺取引所規程を、同十二月同第六十五號にて奉天遼陽及び營口取引所規定を發布した、此等は、大正八年

十月公主嶺取引所の開所を始めとし、九年十月の奉天取引所の開所を終りとして何れも其間に業務を開始した。然れども、此等の急設取引所の内鐵嶺、遼陽及び營口の取引所が大正十二年以來取引皆無となり、遂に十三年に廢止せられたるを始めとして、其他にも業務不振のもの多きは、以て關東廳が民營取引所の設置の風説に驚きて不必要の地にも官設取引所を濫設したことを示すものに外ならないのである。

而して此等の關東廳の官營取引所の組織は悉く其範を前述の大連取引所に採つたものであつて、従つて其先物取引の清算擔保及び取引員に對する資金融通のために民營の信託株式會社を附設したものである。今左に關東州及び滿鐵附屬地に設立せられたる官營取引所及び其附屬信託會社を示せば次の如し。

取引所	設立大正月日	主なる取引物件	會社名	公稱資本	拂込資本
大連取引所	二一三一五	大豆、高粱、豆粕、豆油、包末、錢鈔	大連取引所信託株式會社	一五、〇〇〇千圓	六、〇〇〇
開原取引所	五一二一八	大豆、高粱、錢鈔	開原取引所信託株式會社	二、〇〇〇	八七五

取引所	設立大正月日	主なる取引物件	會社名	公稱資本	拂込資本
長春取引所	五十三一八	大豆、高粱、錢鈔	長春取引所信託株式會社	一、〇〇〇	二五〇
四平街取引所	八十八一八	大豆、高粱、錢鈔	四平街取引所信託株式會社	五〇〇	一二五
公主嶺取引所	八十八一八	大豆、高粱、錢鈔	公主嶺取引所信託株式會社	五〇〇	一二五
奉天取引所	九一一二五	錢鈔	奉天取引所信託株式會社	八七五	八七五

備考 此の外に鐵嶺取引所(大正八年十月二十日設立)遼陽、營口取引所(大正九年一月二十五日設立)があつたが、何れも業務不振の爲め大正十三年十月三十日限り廢止せられた。

九

歐洲大戦争の影響を受けて我國經濟界が未曾有の股盛を告ぐるや、滿洲の經濟界又内地財界の好況を受けて、活氣を帯び、諸事業熱鬱然として起り、諸會社の設立せらるもの夥しき數に上つてゐた。特に大正七年より大正八年にかけて滿洲に於ける會社數の倍加したるが如き、又大正六年に於ける企業會社の資本一億六千萬圓が大正九年に四億九千萬圓に増加せしが如き、以て當時滿洲に於ても亦企業熱の如何に旺盛なりしや其一斑を知ることが出来るのである。今左に當時の企業會社の數及び拂込金を示す。

滿洲に於ける會社數及拂込資本金

會社數	拂込資本金及出資金
大正年次	
會社數	一六〇、八五〇、七九〇
資本金	一六〇、八五〇、七九〇
出資金	一六〇、八五〇、七九〇
總計	一六〇、八五〇、七九〇
會社數	二八三
資本金	二三五、二八一、八四〇
出資金	二三五、二八一、八四〇
總計	二三五、二八一、八四〇
會社數	五八〇
資本金	二九五、九五〇、七二
出資金	二九五、九五〇、七二
總計	二九五、九五〇、七二
會社數	六六三
資本金	四九〇、二一四、八九〇
出資金	四九〇、二一四、八九〇
總計	四九〇、二一四、八九〇
會社數	六八六
資本金	四九六、二一三、八三〇
出資金	四九六、二一三、八三〇
總計	四九六、二一三、八三〇
會社數	七五六
資本金	五一六、一三三、九九〇
出資金	五一六、一三三、九九〇
總計	五一六、一三三、九九〇
會社數	八二二
資本金	五三二、〇七一、九八五
出資金	五三二、〇七一、九八五
總計	五三二、〇七一、九八五
會社數	八四八
資本金	五四一、五一一、九四五
出資金	五四一、五一一、九四五
總計	五四一、五一一、九四五
會社數	九一七
資本金	五四八、八六三、九九九
出資金	五四八、八六三、九九九
總計	五四八、八六三、九九九
會社數	九九八
資本金	五七九、四四三、九三六
出資金	五七九、四四三、九三六
總計	五七九、四四三、九三六

斯る企業熱の勃興の時期に際し吾人の考慮に上る二つの事實がある。

第一、投機熱の勃興時に際し最も容易に金を儲け得る道は株式を製造することである。換言すれば株式會社を起して新株式を作り之をプレミアム付で賣り出すことである。則ち事業収益を目的とせず、寧ろ金融利益を得んが爲めに事業を

起すことで、此等の輩に採りては其事業が事業として成立することよりも、只一時的に株の値上りを見れば其目的は達せられるのである。而して、かかる目的の爲めには投機的の株式が最もよく之に適するので、就中取引所株は其上乗なるものである。而も内地に於ては取引所は獨占事業で、同種物件に就いては一地域一ヶ所丈けしか許されないからして、如何に取引所株の値上りが大なればとて、今日内地に於て株式組織取引所を設立し得る餘地は少ないのである。茲に於てか此等の金融利益を目的とする投機的發起業者の眼目は當然植民地に向けられざるを得ないのである。而も滿洲に於ては其經濟界の盛衰を支配する重要物産に就いては取引所政策として既に官營主義の原則が確立せられてゐるのである。随つて彼等が其理想的の投機株たる取引所株を製作せんとするには政府を動かして其官營主義を抛棄せしむるか、然らずんば少なくとも重要物産以外に就いて民營による株式組織取引所の設立を免許せしむるの外はないのである。蓋し後者に就いて當時尙滿洲には民營の取引所の存在せざりしは勿論官營の取引所も滿洲の特産物と錢鈔以外の物件、例へば有價證券及び輸入商品は之を上場物件として

ゐなかつたからである。蓋し官營取引所の法律上の基礎たる大正二年の勅令は重要物産の取引に限られてゐたからである。

第二恰もよし、滿洲に企業熱勃興して新會社の設立せられるもの多きに從つて從來なかつた株式の賣買が漸次に旺盛となつたのである。而も尙最初の内は一定の取引機關なく只仲介業者の取次によつて行はれたもので、從つて一定の相場なく且つあつても不正確を免がれなかつた。茲に於て株式の賣買及金融上の擔保の爲めに一定の機關によつて公定相場を確立する必要が唱へられてゐた。斯る事情は則ち滿洲に株式組織取引所を建設し之によつて金融利益を得んとする投機的發起業者に對し好個の口實と地盤を與へたものに外ならない。

之より先き大正六年十二月大連に於て個人的に有價證券の賣買を仲介してゐた株式仲買人等は相謀りて大連株式同業組合を組織し、有價證券を賣買せんとする者に對し利便を計ると共に現物市場開市を出願したが、翌七年六月二十六日關東都督府指令第五四一號を以て有價證券現物賣買仲立市場開市の許可を得、之によつて立會を開いたのである。此の同業組合は大正八年七月組合を改めて日華

證券信託株式會社(資本金三百萬圓、四分の一拂込)として引續き現物市場を營んだ。尙此外に大正六年十一月に設立せられた滿洲證券信託株式會社(資本金三十萬圓、四分の一拂込)なるものがあつた。之れ又大正八年關東廳民政署の認可を受け、株式現物市場を營んでゐた。(尙此外に滿鮮證券信託株式會社なるものあり現物取引の許可を受けしも程なく其營業を取消された。)

此等兩市場の取引人たる資格は資産三萬圓以上を有する丁年以上の男子で、且つ證券取引に經驗あるもの及び嘗て破産の宣告を受けたる事なきものに限られた。而して此等の取引人は身元保證金として三千圓を差入れることを要する。取引市場は相對賣買で、取引物件は公社債、株券等であつた。

斯の如く當時好況時代の絶頂のこととて、同一地域に二、三の現物市場が併存してゐても、尙市場の取引高は一日七、八千株に及び取引股賑を極めてゐた。則ち株式同業組合が大正七年中に賣買せし株式は五萬五千六十一株、此代價百三十五萬一千餘圓、一日平均三百五十六株、價格八千七百四十二圓に過ぎざりしものが、翌八年には一躍して七十七萬九千七百八十株、此代價四千六百八十五萬三千餘圓、一日

平均六千五百四十一株三十九萬五千二百七圓に激増した。又滿洲證券信託會社も同年五月十五日より現物市場を開いたが、十二月末迄の出來高は七十四萬八千六百六十四株其の代價千七百八十四萬六千餘圓、一日平均五千三百六十二株、十二萬八千五百圓である。更に此の兩市場を合算すれば總計實に百五十二萬七千九百四十四株金額に於て六千四百六十九萬九千六百餘圓、一日平均一萬一千九百二十一株、五十二萬三千六百六十七圓に達した。

一〇

斯くして大連に株式の賣買をなす取引所を設立せんとするの機運が到達したのである。現に滿洲證券日華證券の間に於てすら、兩者の對立は取引市場の原則に悖るものとして、之を合併し、完全なる取引所を設立せんとするの議が起つた。かかる情勢は決して中央政界の利權屋、投機的發起者輩の眼を逃れることは出來なかつた。茲に於てか大連に株式組織取引所の設立を申請するものが續出するに到つたのである。而して彼等は極力中央政界を動かして關東州に民營の取引所の設立を認めしめんとしたのである。此等の金融利益、プレミアムを稼がんと

する人々の團體の内其最有力のものは時の政界の一方の重鎮小泉策太郎氏を主とする一團の人々で、彼等は株式並びに滿洲輸入商の大宗たる綿絲布、麻袋、砂糖及び小麥粉の賣買をなす株式商品取引所を株式組織の下に設立せんとし、其設立發起の認可申請を大正八年七月に提出した。

當時の内閣は原首相の下にある政友會内閣で、時の拓殖局長官は人も知る古賀廉造氏である。有力者を首腦者とする民營取引所設立が容易に認可せられる可能性のある内閣であつたことは誰しも推知し得られるのである。果せるかな當時拓殖局は關東州に於ける取引所官營主義を拋棄して民營主義に移すことに一決したと信ず可き理由があるのである。而して此の案に對して關東廳は極力反對したことは、大正八年八月から急に四平街、公主嶺、鐵嶺、奉天、遼陽、營口に官營取引所を設置したことによつて又推知せられるのである。關東州の取引所を民營を以て原則とする拓殖局の案に就いては、關東廳及び法制局と三つの間に於て數ヶ月に亘る論難が交はされたのであるが、結局原内閣は同年十二月勅令を以て關東州取引所令を發布して、茲に取引所民營主義を原則として認め、之を法文の上に表

はしたのである。但し從來の官營主義を維持せんとする關東廳の主張は同令の附則に於て之を表はしたのである。則ち曰く

「従前ノ規定ニ依リ設立シタル取引所ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ同一地區ニ於テ同種ノ物件ヲ賣買スル取引所ガ本令ニ依リ設立セラレ其業務ヲ開始スル迄仍従前ノ規定ニ依ル。

本令ニヨル取引所ガ其業務ヲ開始シタルトキハ従前ノ規定ニヨル前項ノ取引所ニ於テハ新ニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ズ……」

之によれば現在の官營取引所の運命は其所在地に於て新令による同種物件の民營取引所が開設せられる迄のものである。従つて本令による時は現在の官營取引所は只一時的に其存在が許されてゐる形式となるのである。此附則こそは則ち取引所民營論者の主張の法律的根據として千金の重をあらしめるものであつて、今日に及ぶ關東州取引所の民營問題の根原は則ち此の時に始まるのである。

關東州に於て取引所の民營主義が認められると共に、曩に提出した小泉氏等の大連に於ける株式商品取引所の設置は同年十二月二十五日を以て設立の發起が

認可せられた。同株式會社取引所の資本金は一千萬圓總株數二十萬株で、其内十八萬株は内地及び滿鮮に於ける發起人及び贊成人に於て引受け、殘株二萬株を一株に付五拾圓以上のプレミアム付で公募せられたのである。時は經濟界好況の絶頂であり、物は滿洲に於ける唯一の取引所株である爲めに應募の人氣は凄じく、プレミアムの高百五十二圓最低百十二圓で募入となつた爲め、會社は一舉にして二百二十萬圓の積立金を得たのである。従つて發起人及び贊成人は之によつて約二千萬圓を無爲にして懐にし得たる計算となるのである。

此の取引所は則ち現在の大連株式商品取引所であつて、其取引の目的物は官營取引所たる大連取引所の上場物件たらざる株式、綿絲布、麻袋、砂糖及び小麦粉の五品であつて、世に所謂五品取引所と呼ばれるは此の故である。

一

大連株式商品取引所は株式組織の取引所である。従つて其定期取引に對しては其取引を擔保するの責任のあるものである(關東州取引所令第三十七條)。従つて官營の大連取引所に於けるが如く之れに附屬する擔保會社は必要としな

である。而も今日所謂五品取引所には大連株式信託會社(株信と俗稱せらる)と大連商品信託株式會社の二つの附屬會社が存在する。

五品取引所が成立するや從來現物市場を開設してゐた滿洲及び日華の兩證券會社は茲に閉鎖の運命に陥らざるを得なかつた。茲に於てか彼等は五品取引所に對して其代りの營業として何等かの業務を與へんことを要求したのである。而も五品取引所は株式組織取引所として定期取引に對して自ら擔保に任せざるを得ざるを以て此の業務を彼等に委託することが出来なかつたのである。茲に於てか彼等に對しては五品取引所に行はれる株式の現物取引に對して代行業務を行はしむることとなつたのである。則ち大正十年三月資本金五百萬圓拂込二百五十萬圓として大連株式信託會社として設立せられたのが之である。此會社は後資本金一千萬圓拂込二百五十萬圓とせられた。此の會社があるが爲めに今日五品取引所の現物取引は内地の短期清算取引と同じく投機取引となつてゐるのである。

之と同一の事情は又其附屬會社たる大連商品信託株式會社にも存在するので

ある。則ち五品取引所が成立して茲に麻袋、綿絲布、其他の市場を開設せんには此等の商人をして市場に集合せしめなければならぬ。茲に於てか彼等も亦何かの利益を要求した爲めに大正十年五月設立せられたのが此の商品信託株式會社で、資本金三百萬圓、四分の一の拂込であつた。此會社は五品取引所に行はれる商品の現物取引及び延取引に對し其履行を確保し、清算事務を行ひ、且つ此等取引員に限り資金の融通をしてゐるのである。

此の故に五品取引所の附屬會社は何等合理的基礎に基きて設立せられたものでなく、全く人の爲めに業務を設けた觀があるのである。其結果株式組織取引所としては屋上屋を重ねてゐるのである。蓋し何づれも當時の好景氣に際し所謂株式製造による金融利益に浴せんと欲した結果に外ならない。

一二

大連株式商品取引所が設立せられて、發起人及び賛成人が巨萬の富を懷にするや、茲に滿洲又は支那内地の支那領土内に於て取引所を設立せんとする取引所熱が勃興した。而して此等の取引所は何づれも支那の領土内にあり、其設立は領事

館に於て認可したもので、前述の關東州取引所令と關係あるものでない。只此の内安東株式商品所は大正十三年其所在地が滿鐵附屬地に編入せられた爲めに關東長官の管下に入ったのである。従つて今日關東廳管下の民營取引所は前述の五品取引所と安東株式商品取引所の二つ丈けである。

合左に當時邦人間に如何に取引所熱が盛んなりしかを示す爲めに領事館管内に設立せられた取引所及び其類似會社を示す。

會社名	資本金	拂込額	營業課目	設立年月日	備考
安東株式商品取引所	二、五〇〇	千圓 六二五	有價證券、商品及錢鈔取引	大正 一〇、二、一五	大正十三年會社所在地が滿鐵附屬地に編入せられ従て關東長官の管下に屬せり
安東取引所信託株式會社				一一、四、	
營口證券信託株式會社	五〇〇	一一五	有價證券の賣買及仲介其他	八、一一、二四	
鞍山證券信託株式會社	五〇〇	一二五	同	一〇、一〇、四	
奉天商品證券交易所	三、二〇〇	八〇〇	商品及有價證券の賣買取引	一〇、六、一六	滿洲取引所名に於て現存
奉天公株信託株式會社	五〇〇	一二五		一〇、六、一六	
鐵嶺證券信託株式會社	五〇〇	一二五	有價證券の賣買仲介	一〇、六、	
鐵嶺公益信託株式會社	七五〇	一八七、五	前記會社に於ける取引の清算事務	一〇、八、	
開原相五信託株式會社	一、五〇〇	三七五	有價證券の賣買仲介	九、一一、三	

開原交易信託株式會社 一、五〇〇 三七五

前記會社に於ける賣買取引の清算事務

一〇、一一、四

哈爾濱取引所 一〇、〇〇〇 二、五〇〇

特産物、商品、有價證券の賣買取引

一〇、一一、一四

外に關東州大連に

大連株式商品取引所 一〇、〇〇〇 二、五〇〇

商品及有價證券の賣買取引

九、二、九

大連株式信託會社 五、〇〇〇 一、二五〇

前記取引に於ける取引の擔保清算

一〇、三、一九

大連商品信託會社 三、〇〇〇

一〇、五、

此等の取引所は取引極めて不振で殊に天津、營口、鞍山等の取引所及び類似會社には取引全然行はれない。此外青島に日支合辦の青島取引所上海に邦人の手になる取引所が二三ある。

筆者が大連滞在中關東廳、大連取引所の當局並びに五品取引所、滿洲重要物産組合の當事者、其他四五の取引員諸氏が此の研究に對し種々材料を提供せられ且つ多大の便宜を與へられたことに對して筆者は多大の感謝の意を表するものである。大連取引所制度に對する筆者の批判は他の機會に發表して此等の人々の好意に酬ふることとし、茲には只同地取引所制度成立の由來を述べて筆を擱くこととする。